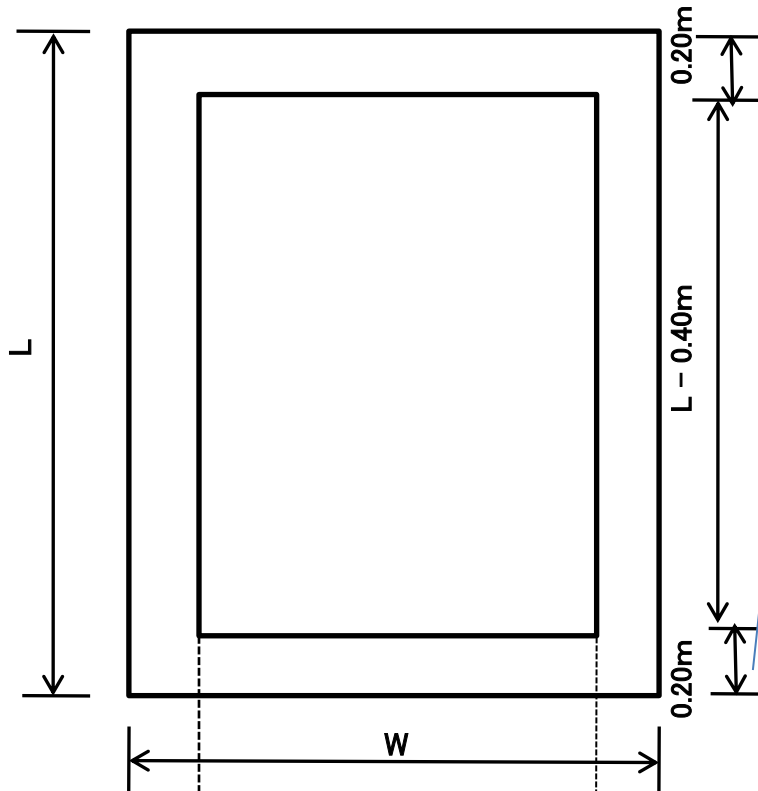
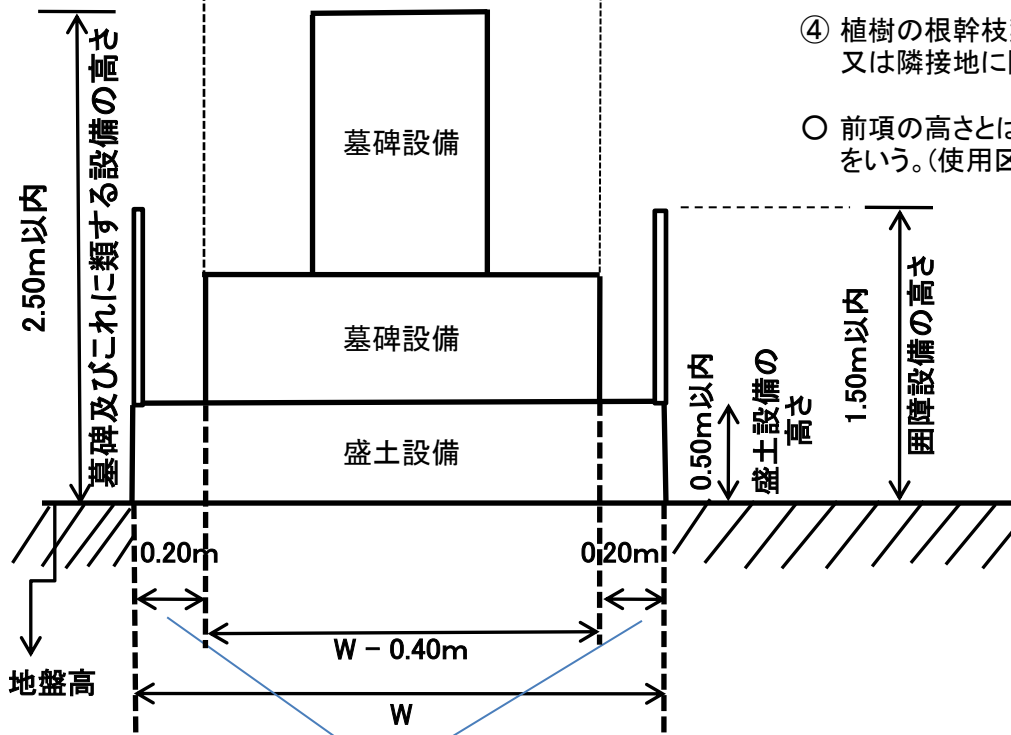


墓碑設置の例(条例第6条、施行規則第7条)



平面図



断面図

0.20m以上境界線より墓碑及びこれに類する設備を距ること。

整地・建立等の際は必ず役場職員(環境農林課)の立ち合いの上、施行しなければならない。

墓碑建立の際、制限超過は認めない。

○ 条例第6条の規定により、墓地の設備を次のように制限する。

① 墓碑の設備は、高さ2.5m以内とし、境界線より距ること0.2m以上とする。

② 盛土設備の高さは、0.5m以内とする。

③ 囲障設備の高さについては、1.5m以内とする。

④ 植樹の根幹枝葉等は、通路その他霊苑の施設又は隣接地に障害を及ぼしてはならない。

○ 前項の高さとは、地盤面より設備の最高部までをいう。(使用区画前面通路の中央を基準とする)

○ 墓地を建てる際に必要な書類

- ・ 埋葬許可書もしくは写し
- ・ 墓碑等設置申請書
- ・ 墓碑等の図面